

# 島根県学会・コンベンション開催支援事業費補助金制度のご利用について

2021年10月1日より申請書への押印が不要となりました

## 開催前

開催の1ヶ月前までには、下記の書類を提出してください。

1. 補助金交付申請書
2. 事業計画書
  - ・学会、コンベンションであることがわかるもの（開催要項、プログラム等）
3. 収支予算書
  - ・交付見込みの補助金額を記載したもの

## 開催

## 開催後

開催後、できるだけ速やかに下記の書類を提出してください。

4. 補助事業の実績報告書
5. 収支決算（見込）書
  - ・補助金受領予定額を記載したもの
6. 宿泊者名簿
  - ・宿泊者、都道府県、宿泊日数を記載したもの
7. 補助金請求書
  - ・補助金を振込む口座を指定する
  - ※ 補助金の受取口座は、補助金の交付があるまで解約しないでください
8. 通帳の写し
  - ・振込先の金融機関名、支店、口座名義人(カナ)、口座番号等が分かる部分

## 補助金交付

上記4～8の書類提出後、指定口座に振込みます。（約1ヶ月）

◇ 申請書は、松江コンベンションビューローのホームページからダウンロードが可能です。

松江コンベンションビューロー ⇒ 補助制度 ⇒ 申請書

松江コンベンションビューロー 一般財団法人くにびきメッセ（誘致支援課）

TEL 0852-32-1903 / FAX 0852-22-9219

URL <https://www.matsue-cvb.jp> / E-mail : [matsuecb@kunibikimesse.jp](mailto:matsuecb@kunibikimesse.jp)

